

## 参考 1：事業活動温暖化対策計画書制度の概要

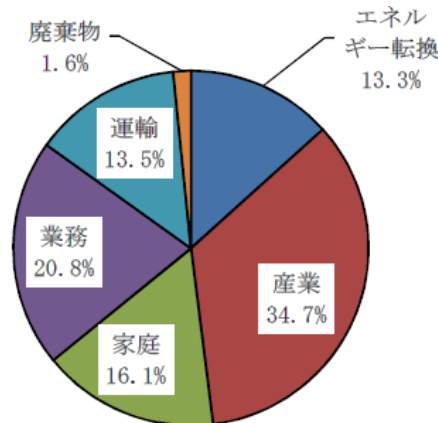
### 1 制度導入の背景

神奈川県では、環境問題の最重要課題である地球温暖化を防止するため、本県の地球温暖化地域推進計画として位置づけている「新アジェンダ21かながわ」に、2010年の県内の二酸化炭素総排出量を1990年レベルまで削減するという目標を設定し、対策を推進してきましたが、二酸化炭素総排出量は依然として増加傾向にあり、目標の達成が困難な状況でした。

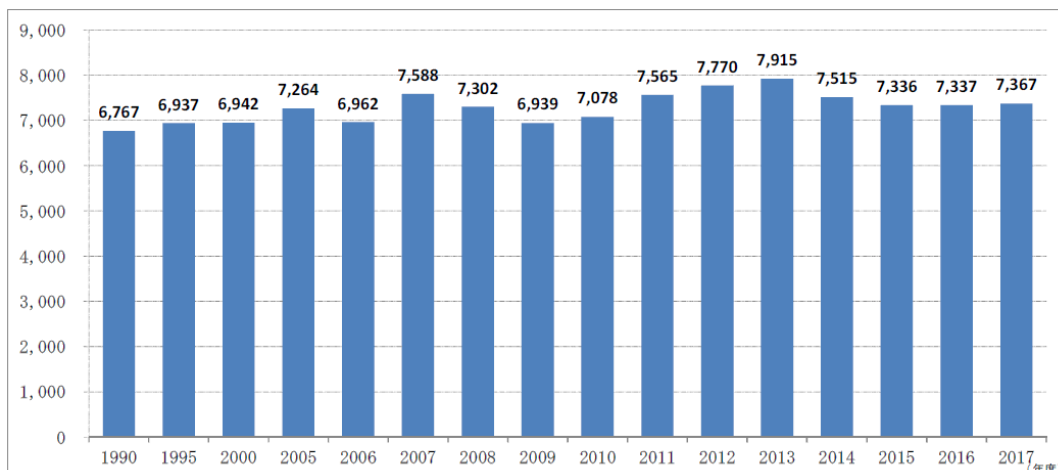
そこで、温室効果ガスの排出削減をさらに進めるため、平成21年7月に「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。地球温暖化を防止するためには、温室効果ガスの排出に関わる様々な主体が積極的な取組を行うことが必要であることから、条例では、事業者、県民など各主体の役割を明確にし、各主体が連携・協同した取組を進めていくこととしています。

特に、本県の温室効果ガスの排出量の3分の2を占める事業活動に伴う排出量を削減するため、事業者の積極的な取組が必要になっており、条例の主要施策として、「事業活動温暖化対策計画書制度」を導入することとしました。

＜県内で排出される二酸化炭素の部門別割合(2017年速報値)＞



＜排出量の推移(単位:万トン-CO<sub>2</sub>)＞



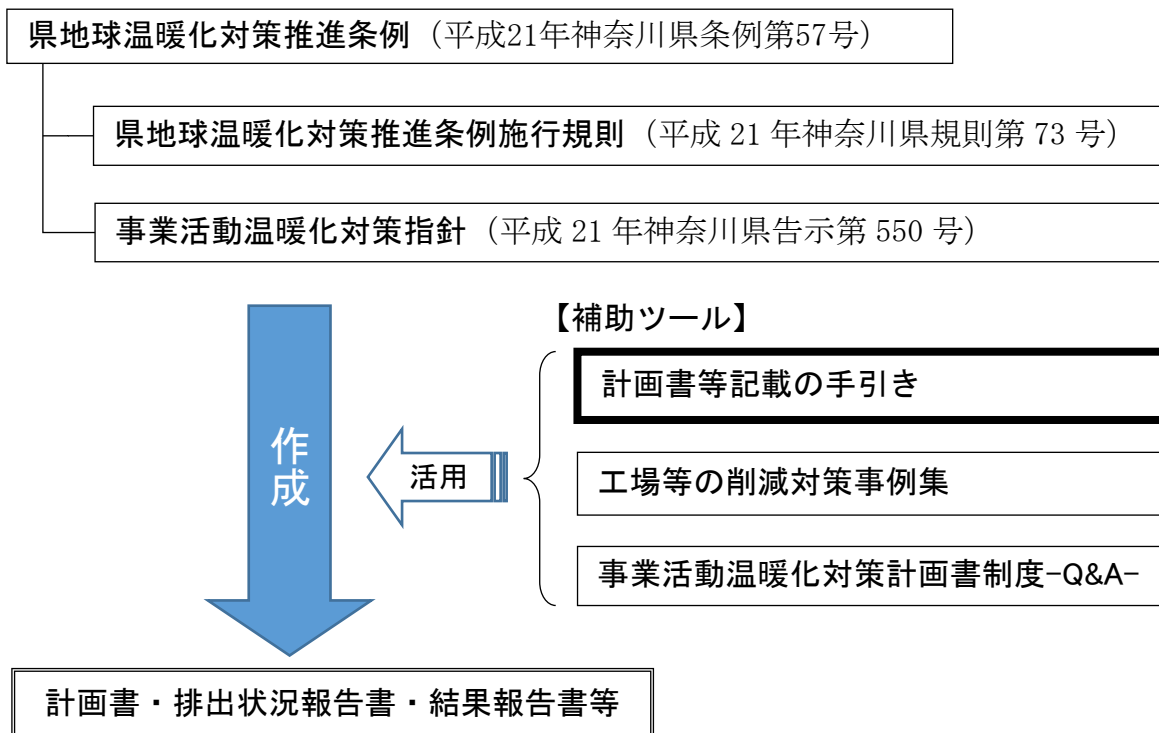
## 事業活動温暖化対策計画書制度の概要

### 2 制度の基本体系

本制度の基本的な体系は次のとおりです。

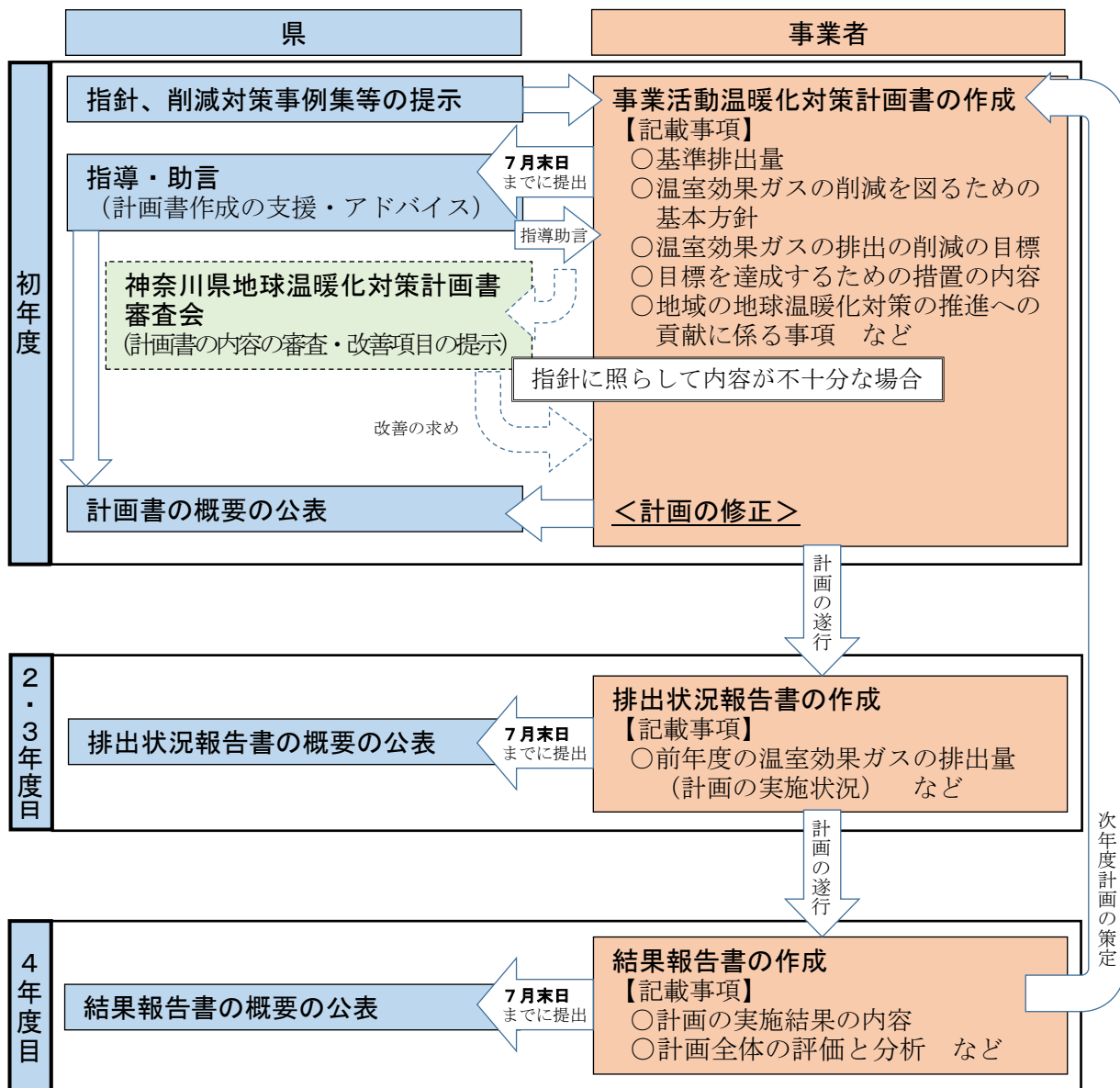
条例、規則及び指針の規定に基づき、計画書、排出状況報告書、結果報告書等を作成する際の補助ツールとして、本手引き等がございますので、ご活用ください。

#### <計画書制度の体系図>



3 制度の特徴

<制度の全体的な流れ（3年計画の場合）>



(1) 事業者の自主的な取組の促進

事業者がそれぞれの事業活動の特性に応じた自主的な目標を設定し、その目標達成に向けた対策を促進します。

(2) 計画書の内容に対する指導・助言

計画書の内容や対策の推進に関する指導や助言を通じて、温室効果ガス削減に向けた取組が十分ではない事業者の温暖化対策を誘導します。

ア 計画策定時の指導・助言（条例第17条第1項）

提出された計画書の内容及び当該計画書に基づく地球温暖化対策の推進に関する事項について、必要に応じて指導及び助言を行います。県から指導等を受けた場合は、内容を検討の上、積極的に計画書の内容の改善に努めてください。

## 事業活動温暖化対策計画書制度の概要

### イ 改善の求め（条例第17条第2項）

提出された事業活動温暖化対策計画書の内容が、指針に照らして「著しく不十分であると認められる場合」※には、提出された計画書の内容の改善を求める場合がありますので、ご承知おきください。

※「著しく不十分であると認める場合」の判断基準

- 「原油換算エネルギー使用量の算出」、「対象自動車の使用台数」及び「事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量」が、指針に基づいて適切に把握及び算出されていない場合
  - 「温室効果ガスの排出削減目標を達成するための措置の内容」のうち、特定大規模事業者が基本的に取り組むべき削減対策として位置づけている「運用対策」が、合理的な理由がないにもかかわらず実施されないと認める場合
- ⇒ 改善の求めを行う場合は、条例第58条に基づき設置する「神奈川県地球温暖化対策計画書審査会」の意見を聴いた上で行うこととしています。

### ウ 資料の提出の求め（条例第17条第3項）

提出された計画書に対する指導・助言及び改善の求めを行うために必要な範囲で、資料の提出を求めることがありますので、ご承知おきください。

## (3) 計画書及び取組経過、実績の公表

環境改善の基本的手法であるPDCAサイクルを制度的に導入するとともに、温室効果ガスの削減対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価されるよう事業者の計画・取組・経過・実績を公表します。

### ア 勧告（条例第55条）

知事は、次のいずれかに該当する事業者に対し、期限を決めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

- 計画書、排出状況報告書及び結果報告書を提出せず、又は虚偽の提出をした場合
- 変更・廃止・休止・再開届出書の提出をせず、又は虚偽の届出をした場合
- 中小規模事業者等が提出する計画書に虚偽の記載をして提出した場合

### イ 公表（条例第56条第1項）

知事は、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称、当該勧告の内容、勧告を行った日などを公表することができます。

提出された計画書等の内容は、県ホームページで公表します。

#### 【ホームページアドレス】

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/p160644.html>

神奈川県 事業活動 公表

検索



#### 4 対象者

##### (1) 特定大規模事業者

次の要件に該当する者は、計画書等の提出義務があります。

###### ア 第1号該当事業者

県内のすべての工場等における前年度（前年4月1日から翌年3月31日まで、以下同じ。）の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kL以上の事業者

###### イ 第2号該当事業者

省エネ法に規定する連鎖化事業者が県内に設置しているすべての工場等及び加盟店が県内に設置しているすべての工場等における前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が、1,500kL以上の事業者（フランチャイズチェーン等）

###### ウ 第3号該当事業者

前年度の末日（3月31日）時点において、県内に使用の本拠を有する自動車の使用台数の合計が100台以上の事業者

##### (2) 中小規模事業者

特定大規模事業者以外の事業者（中小規模事業者）は、計画書の提出義務はありませんが、任意で計画書等の提出が可能です。

中小規模事業者向けに無料の省エネ診断を実施しているほか、相談窓口も設置していますので、ご活用いただくとともに積極的な計画書の提出をお願いします。

## 5 特定大規模事業者に該当するか否かの確認に当たっての留意事項

### (1) 第1号及び第2号該当事業者（工場等に関する特定大規模事業者）への該当性

#### ア 原油換算エネルギー使用量の算出

- 前年度1年間（4月1日から3月31日）に、県内のすべての工場等において使用したエネルギーの種類別使用量を指針別表第1により換算したエネルギーの種類別の発熱量の合計量(GJ)に係数（0.0258）を乗じた原油換算エネルギー使用量により判断します。

⇒ 県ホームページ上で公開している様式「別紙1」にエネルギーの種類別使用量を入力すると、原油換算エネルギー使用量を自動で算出できます。

- なお、指針別表第1の発熱量一覧表以外の単位発熱量を使用する場合は、根拠資料を提示の上、事前にご相談ください。

#### イ 他人へ供給したエネルギーの取扱い

- 工場等における燃料等の使用に伴い発生する副生エネルギーを第三者に販売している場合や、自家発電装置により発生した電力の一部を売電している場合であっても、特定大規模事業者に該当するかを判断する場合のエネルギー使用量には、この「他人へ供給したエネルギー」を発生させるために費やしたエネルギー使用量を含めて算出するものとします。
- ただし、エネルギー起源二酸化炭素排出量の算出に当たっては、この「他人へ供給したエネルギー」に係る排出量は、除外することとします。

#### ウ 購入した電気に関する二酸化炭素排出係数の取扱い

- 電気事業者から購入した電気に関する二酸化炭素排出係数は、環境大臣及び経済産業大臣が毎年公表する電気事業者ごとの排出係数を使用します。
- また、事業者の二酸化炭素削減の努力を分かりやすくするため、ひとつの計画期間中は、電力事業者ごとに当該計画の初年度の係数を固定使用することとします。
- なお、2021年度から当分の間、削減目標の達成状況等は、基礎排出係数をもとにした排出量等で評価することとし、調整後排出係数をもとにした排出量等は参考扱いとします。また、その上で、計画の初年度に使用した係数を同一計画期間中は固定使用するのは基礎排出係数のみとし、調整後排出係数は毎年最新の値を使用してそれぞれ排出量等を算出することとします。

※ただし、2019年度以前に計画書を提出した事業者は、引き続き、当該計画期間が終了するまでの間、計画書作成時点で使用した調整後排出係数である「（参考値）事業者全体」を固定使用する。

#### エ テナントビルのエネルギー使用量の取扱い

テナントビルにおいては、オーナーとテナントが別事業者となりますが、それぞれの事業者におけるエネルギー使用量の取扱いは、次のように、省エネ法と同様とします。

## 事業活動温暖化対策計画書制度の概要

### (7) オーナー側のエネルギー使用量

- テナントがエネルギー管理権原を有している設備以外の設備のエネルギー使用量が集計対象です。

※テナント専用部は、重複も含め、オーナー・テナント双方で集計

- オーナーは、テナントがエネルギー使用量を適切に把握できるよう、テナント専用部のエネルギー使用量を積極的に把握するなどし、集計に必要な情報を、適時、各テナントに情報提供するよう努めてください。

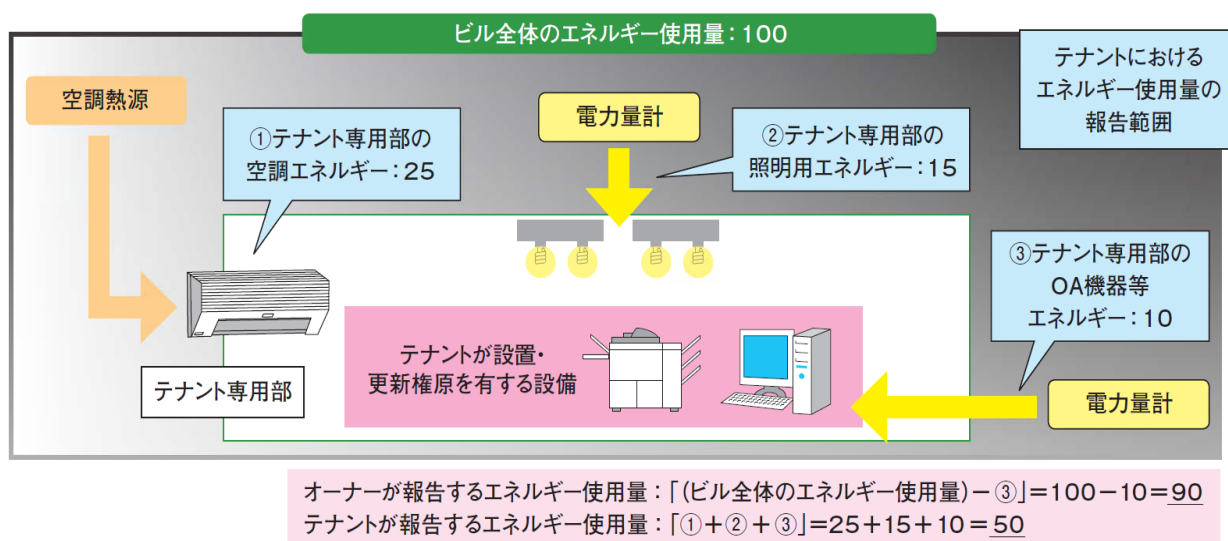
### (イ) テナント側のエネルギー使用量

- オーナーがエネルギー管理権原を有する設備（空調、照明など）に関するテナント専用部分のエネルギー使用量及びテナントがエネルギー管理権原を有する設備のエネルギー使用量が集計対象です。
- テナント専用部分のエネルギー使用量は、実測による把握が困難な場合、適切かつ合理的な方法で使用量を推計することができるものとします。

<推計方法の例>

- テナントの活動情報を考慮して按分する方法
- テナントの面積を用いて按分する方法
- 類似の業態のテナントの原単位を用いて算出する方法

### <テナントビルにおけるエネルギー管理のあり方について>



(出典：経済産業省 資源エネルギー庁 パンフレット「省エネ法の概要」)

### オ 鉄道事業者のエネルギー使用量の取扱い

- 鉄道事業者のエネルギー使用量は、「工場等（駅ビルの店舗等）に関するエネルギー使用量」と「鉄道事業（鉄道の運行）に関するエネルギー使用量」に大別されますが、本計画書制度では、前者「工場等（駅ビルの店舗等）に関するエネルギー使用量」のみが集計対象となります。



事業活動温暖化対策計画書制度の概要

区分	具体例	集計対象
工場等	駅中の店舗、ホームの売店等に関するエネルギー使用量	該当
鉄道事業	プラットフォーム、駅舎、トイレ、切符売り場等の鉄道の運行に関する業務部分	非該当

(2) 第3号該当事業者（自動車に関する特定大規模事業者）への該当性

ア 対象となる自動車

- 自動車NO<sub>x</sub>・PM法施行令第4条各号に掲げる自動車（被けん引車を除く。）が対象です。

車種		ナンバープレートの分類番号
乗用自動車	普通自動車	3, 30-39, 300-399 5, 50-59, 500-599
	小型自動車	7, 70-79, 700-799
貨物自動車	普通貨物自動車	1, 10-19, 100-199
	小型貨物自動車	4, 40-49, 400-499 6, 60-69, 600-699
旅客自動車	大型バス、マイクロバス	2, 20-29, 200-299
		一部5, 50-59, 500-599 一部7, 70-79, 700-799
特種自動車	消防車、救急車等	8, 80-89, 800-899

- 軽自動車は対象外となりますので、ご注意ください。
- 自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」が当該事業者であり、かつ、「使用の本拠の位置」が神奈川県内にある自動車該当します。

<自動車検査証（車検証）の記載例>

車検証の「使用者の氏名または名称」の欄の記載が、当該事業者であること。

車検証の「使用の本拠の位置」の欄の記載が、神奈川県内であること。



## 事業活動温暖化対策計画書制度の概要

### イ リース車両等の取扱い

- リース車両など、1年以上継続的に借り受けて使用する自動車は、使用者となる事業者の自動車として取扱い、集計対象の台数に含めてください。
- 次の自動車は、集計対象から除外します。
  - ・ 貨物運送等を委託する場合に、その受託者が使用する自動車
  - ・ 中古車等を販売している事業者などが、販売することを前提に所有している自動車

## 6 計画の策定範囲（横浜市及び川崎市の制度との関係）

横浜市及び川崎市においては、県とほぼ同様の計画書制度を制定しています。

このため、事務作業の軽減を図るため、横浜市及び川崎市の地域内にある工場等は、次のように取り扱います。



### (1) 県条例における「特定大規模事業者」への該当性の判断

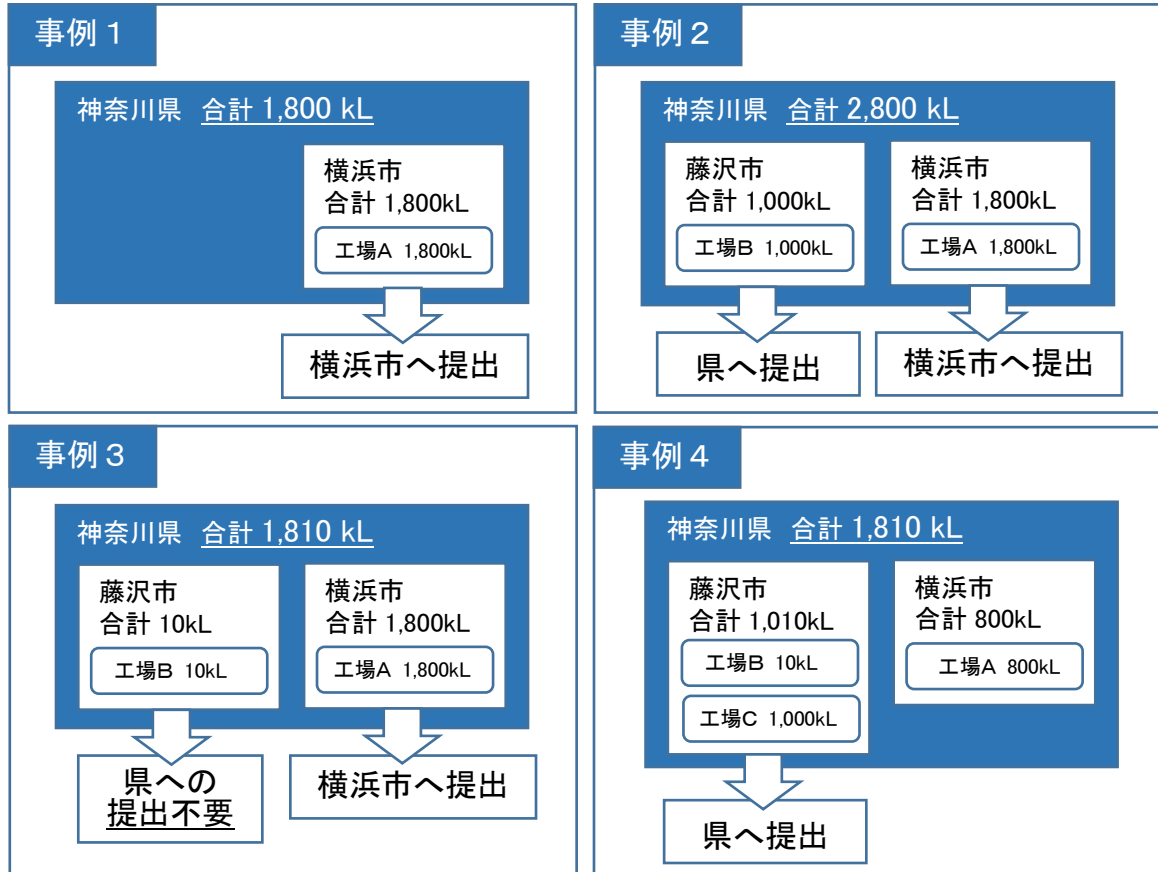
本県に計画書等を提出する義務のある特定大規模事業者への判断性は、横浜市及び川崎市内の工場等における原油換算エネルギー使用量又は両市に使用の本拠を有する自動車の台数を含めた県全体の数値で判断します。

### (2) 工場等に関する対策の計画範囲

- 原則として、横浜市及び川崎市を除く県の区域（以下「県域」という。）に所在する工場等に関する計画書を作成してください。
- ただし、県域の工場等だけでは二酸化炭素の削減に向けた計画の策定が難しい場合や横浜市又は川崎市内の工場等とエネルギー管理が一体的に行われている場合など、両市を含む県全域での計画の策定が望ましい場合は、例外的に両市域を含めた計画書の提出も可能としています。
- なお、横浜市又は川崎市内に工場等を有する事業者であって、県域に原油換算エネルギー使用量が15kL未満の工場等のみを設置している場合は、特例として本県への計画書の提出は不要です。（事例3参照、指針4(1)の特例規定）

事業活動温暖化対策計画書制度の概要

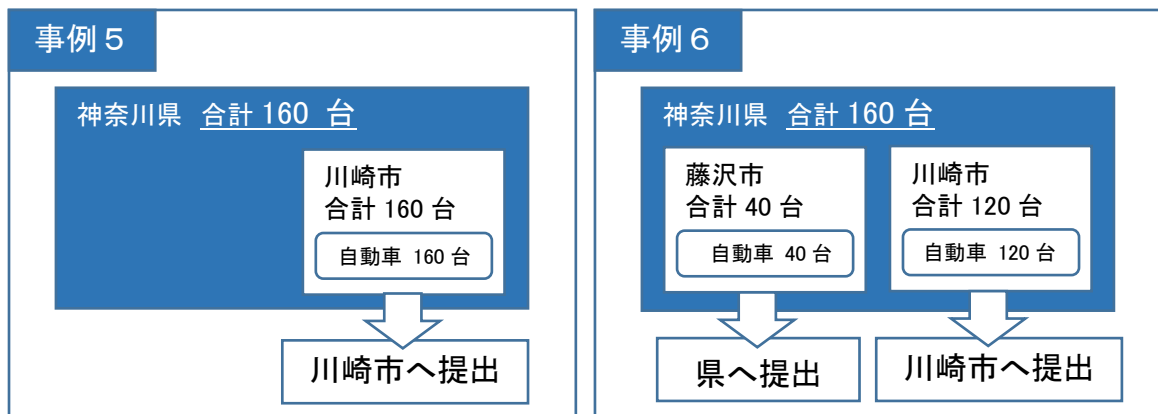
<計画の範囲及び提出先のイメージ（工場等）>



(3) 自動車に関する対策の計画範囲

- 原則として、県域に使用の本拠を有する自動車に関する計画書を作成してください。
- ただし、県域に使用の本拠を有する自動車だけでは二酸化炭素の削減に向けた計画の策定が難しい場合や、横浜市又は川崎市内に使用の本拠を有する自動車と一体的に管理が行われている場合など、両市を含む県全域での計画の策定が望ましい場合は、例外的に両市域を含めた計画書の提出も可能としています。

<計画の範囲及び提出先のイメージ（自動車）>



事業活動温暖化対策計画書制度の概要

＜特定大規模事業者への該当性と対策の計画範囲の判断フロー＞

